

## ロシア連邦産業商務省、並行輸入を可能とする商品リストを公表、施行

2022年5月6日

JETRO テュッセルト ルフ事務所

ロシア連邦産業商務省は、2022年5月6日、特許権者等またその同意を得てロシア連邦の領域外で商品（商品群）を流通させること（並行輸入）を条件に、ロシア連邦民法で規定された特許権等が及ばないとされる商品（群）のリストに関する命令（ロシア連邦産業商務省命令2022年4月19日付第1532号、2022年5月6日に第68421号として司法省に登録）を公表して、施行した。

ロシア連邦政府が2022年3月8日に公表・施行したロシア連邦法 No.46-Φ3 の第18条は、2022年の間にロシア連邦政府が特定事項の決定を行う権利を有する内容を規定するものである。その第18条第1項第13号には、「商品に表現された知的活動の成果および商品に表示される識別手段に対する排他的権利の保護に関するロシア連邦民法における特定の規定が適用されない商品（商品群）のリスト」が、同条第2項には、「本条第1項にいうロシア連邦政府の特定の権限は、ロシア連邦政府によって、関連分野における国家政策および法的規制の策定を担当する連邦行政機関に割り当てられることがある。」と規定されている。

そして、ロシア連邦政府が2022年3月30日に公表して施行した3月29日付政府決定第506号には、「連邦行政機関の提案に基づき、ロシア連邦産業商務省が、権利者（特許権者）により、またその同意を得て、ロシア連邦の領域外でこれらの商品（商品群）を流通させることを条件に、ロシア連邦民法第1359条第6項および第1487条の規定が適用されない商品（商品群）のリストを承認し、これを制定すること。」と規定されている。

今回公表されたリストは、上記決定等に対応してロシア連邦産業商務省が命令として定め（ロシア連邦司法省が承認）たものであり、当該リストに記載の商品の名称および分類は、ユーラシア経済連合貿易品目分類（EAEUのHSコード<sup>1</sup>）毎に品目が特定されている。リストには、日本企業に関連すると考えられる企業名、ブランド、商品名等が付記されているため、可能な範囲で以下抜粋している。ただし、企業名、ブランド、商品名について

---

<sup>1</sup> HSコードは、日本語で「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「税番」などと呼ばれることがあり、あらゆる貿易対象品目を分類している。

（参考）ユーラシア経済連合貿易品目分類（EAEUのHSコード）（IFCG）

<https://www.ifcg.ru/en/kb/tnved/>

（参考）輸出統計品目表（2022年版）（日本税関）

[https://www.customs.go.jp/yusyutu/2022\\_01\\_01/index.htm](https://www.customs.go.jp/yusyutu/2022_01_01/index.htm)

は、リストに記載の通り抜粋しているため、本社と子会社や、日本企業と海外企業などについて明確に区別できない場合があり、あくまで参考情報として捉えていただきたい。

- ・ 2504 90 000 0 (天然黒鉛：その他のもの) PANASONIC
- ・ 2710 19 (石油及び歴青油 (原油を除く。)、これらの調製品 (石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 並びに廃油：その他のもの) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、NISSAN
- ・ 39 (プラスチック及びその製品 (医療品として登録された物品を除く)) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 4011 (ゴム製の空気タイヤ (新品のものに限る。)) Bridgestone
- ・ 4017 00 000 1 (硬質ゴム (例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。) 及びその製品：気体又は液体の輸送に適した継手付きのパイプラインで、民間航空機に使用される種類のもの。) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 6805 10 000 0 (粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品 (特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。)：紡織用繊維の織物のみが付着させたもの) Yamaha、Bando
- ・ 6806 90 000 0 (スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品 (6811、6812 又は 69 のものを除く。)：その他の製品) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 7019 (ガラス繊維 (グラスウールを含む。) 及びその製品 (例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物)) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 7219 21 100 9 (ステンレス鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。)：厚さが 10 ミリメートルを超えるもの：2.5 重量%以上のニッケルを含有するもの。：その他のもの) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 7326 (その他の鉄鋼製品) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 7408 21 000 0 (銅の線：銅合金のもの：銅・亜鉛合金 (黄銅) のもの) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、

## NISSAN

- ・ 7616 99 900 8 (その他のアルミニウム製品:その他のもの) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 78 (鉛及びその製品) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 79 (垂鉛及びその製品) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 80 (すず及びその製品) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 8207 90 (手工具 (動力駆動式であるかないかを問わない。) 用又は加工機械用の互換性工具 (例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押し出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。):その他の互換性工具) Sumitomo、MITSUBISHI、Tungaloy、Kyocera
- ・ 8209 00 (工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品 (サーメットのものと、取り付けてないものに限る。)) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 8302 (卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品 (家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。)、取付具付きキャスター及びドアクローザー) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 8407 (ピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関及びロータリーエンジンに限る。)) TOYOTA、NISSAN
- ・ 8408 (ピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)) TOYOTA、NISSAN
- ・ 8409 (8407 又は 8408 のエンジンに専ら又は主として使用する部分品) TOYOTA、NISSAN
- ・ 8412 (その他の原動機) TOYOTA、NISSAN
- ・ 8413 (液体ポンプ (計器付きであるかないかを問わない。) 及び液体エレベーター) TOYOTA、NISSAN
- ・ 8415 90 000 (エアコンディショナー (動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。):部分品) Daikin
- ・ 8428 90 (その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械 (例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウエー):その他の機械) TOYOTA、MITSUBISHI、NISSAN

- ・ 8443 99 900 0 (印刷機 (8442 のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。) 並びに部分品及び附属品 : 部分品及び附属品 : その他のもの) **CANON、EPSON、BROTHER**
- ・ 8449 00 000 0 (フェルト又は不織布 (成形したものを含む。) の製造用又は仕上げ用の機械 (フェルト帽子の製造機械を含む。) 及び帽子の製造用の型) **mitsubishi**
- ・ 8451 90 000 0 (洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス (フェーシングプレスを含む。) 用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械 (紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、84.50 の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械 (リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。) 及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 : 部分品) **mitsubishi**
- ・ 8452 90 000 0 (ミシン (8440 の製本ミシンを除く。)、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー : ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品) **mitsubishi**
- ・ 8453 90 000 0 (原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械 (ミシンを除く。) : 部分品) **mitsubishi**
- ・ 8466 (8456 から 8465 までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品 (工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置を含む。) 並びに手持工具用ツールホルダー) **TAKISAWA**
- ・ 8467 (手持工具 (ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機 (電気式であるかないかを問わない。) を自蔵するものに限る。)) **Kawasaki、mitsubishi**
- ・ 8471 90 000 0 (自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械 (他の項に該当するものを除く。) : その他のもの) **TOSHIBA、Pioneer、HITACHI、LOGITECH**
- ・ 8479 89 (機械類 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) : その他のもの) **YAMAHA**
- ・ 8482 (玉軸受及びころ軸受) **Koyo、NSK、NTN/SNR**
- ・ 8483 90 890 (ギヤボックスその他の変速機 (トルクコンバーターを含む。)、伝動軸 (カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー (プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手 (自在継手を含む。) : 単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品及び部分品 : その他) **Koyo、mitsubishi、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN**

- ・ 8504 (トランスフォーマー、スタティックコンバーター (例えば、整流器) 及びインダクター) MURATA MANUFACTURING CO.,LTD、NIPPON CHEMI-CON CORPORATION、PANASONIC CORPORATION、SUMIDA CORPORATION、TDK CORPORATION、RUBYCON CORPORATION
- ・ 8507 (蓄電池 (隔離板を含むものとし、長方形 (正方形を含む。)) であるかないかを問わない。)) PANASONIC
- ・ 8517 (電話機 (スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。)) 及びその他の機器 (音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網 (例えば、ローカルエリアネットワーク (LAN) 又はワイドエリアネットワーク (WAN)) 用の通信機器を含む。)) (8443、8525、8527 及び 8528 の送受信機器を除く。)) PANASONIC、SONY、HITACHI
- ・ 8518 (マイクロホン及びそのスタンド、拡声器 (エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン (マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置) SONY、PANASONIC、LOGITECH
- ・ 8522 (部分品及び附属品 (8519 又は 8521 の機器に専ら又は主として使用するものに限る。)) NIPPON CHEMI-CON CORPORATION、PANASONIC CORPORATION、SUMIDA CORPORATION、TDK CORPORATION、RUBYCON CORPORATION、MURATA MANUFACTURING CO.,LTD、KYOCERA AVX
- ・ 8525 (ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器 (受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー) Logitech
- ・ 8528 (モニター及びプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)) 並びにテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)) NEC CORPORATION、HITACHI
- ・ 8533 (電気抵抗器 (可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗器を除く。)) NIPPON CHEMI-CON CORPORATION、PANASONIC CORPORATION、SUMIDA CORPORATION、TDK CORPORATION、RUBYCON CORPORATION、MURATA MANUFACTURING CO.,LTD、KYOCERA AVX
- ・ 8536 (電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が 1,000 ボルト以下のものに限る。)) 並びに光ファイバー (束にしたものを含む。)) 用又は光ファイバーケーブル用の接続子) HIROSE ELECTRIC CO., LTD、NICHICON
- ・ 8539 (フィラメント電球及び放電管 (シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード (LED) 光源) ROHM

Semiconductor Co., Ltd

- ・ 8541 (半導体デバイス (例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス (光電池 (モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード (LED) (他の発光ダイオード (LED) と組み合わせてあるかないかを問わない。))及び圧電結晶素子) Fujitsu Takamisawa、Renesas Electronics Corporation、NEC Corporation、Toshiba Corporation、Sumitomo Electric Industries、Sony Corporation、Nichia、SHARP
- ・ 8542 90 000 0 (集積回路: 部分品) Fujitsu Takamisawa、Renesas Electronics Corporation、Mitsubishi Electronic Co.、PANASONIC CORPORATION、TDK Corporation、TDK-Micronas GmbH、Toshiba Corporation、SHARP
- ・ 8547 20 000 9 (電気機器の電気絶縁用物品 (成形中に金属製のさ細な部分 (例えば、ねじを切ったソケット) を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、8546 のがい子を除く。))並びに電線用導管及びその継手 (卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。)):プラスチック製の電気絶縁用物品: その他) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN、Nippon Techno Carbon(NTC)、SEC Carbon Ltd
- ・ 87 (鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 9032 (自動調整機器) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 9102 12 000 0 (腕時計、懐中時計その他の携帯用時計 (ストップウォッチを含むものとし、9101 のものを除く。)): オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの) SONY
- ・ 94 (家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具 (他の類に該当するものを除く。))及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物) MITSUBISHI、TOYOTA、LEXUS、ISUZU、SUBARU、SUZUKI、HONDA、ACURA、INFINITI、NISSAN
- ・ 9504 50 000 9 (ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品 (ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。))並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械: ビデオゲーム用のコンソール又は機器 (9504 30 の物品を除く。): その他のもの) Play Station、Nintendo
- ・ 9619 00 890 9 (生理用のナプキン (パッド) 及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品 (材料を問わない。)): その他のもの (例えば、失禁用

製品)：その他の材料) Merries、Moony

TRIPS 協定第 6 条では、並行輸入を産業財産権の侵害と位置付けるか否かは、各国が独自に判断できることとされており、例えば、日本の特許法や商標法では、並行輸入が権利侵害に当たるか否かは明示されていないが、平成 9 年 7 月 1 日最高裁判決 (BBS 事件、以下参考 5 参照)、平成 15 年 2 月 27 日最高裁判決 (フレッドペリー事件、以下参考 6 参照) では、一定の条件が満たされた場合を除いて、侵害にあたらないとされている。今回のロシア連邦産業商務省が作成したリストは、当該リストに掲載された商品 (商品群) を、特許権者等の許可を得ずに、並行輸入可能にしたというものである。ロシアでは、知財を含め様々な検討がなされているとの報道もあるため、今後の動向についても引き続き注視していきたい。

#### 参考 1：ロシア連邦法 No.46-Φ3 (仮訳；抜粋) (2022 年 3 月 8 日公布)

##### 第 18 条

1. ロシア連邦政府は、2022 年、以下を規定する決定を下す権利を有することを定める。
  - 1) ~ 12) (略)
  - 13) 商品に表現された知的活動の成果および商品に表示される識別手段に対する排他的権利の保護に関するロシア連邦民法における特定の規定が適用されない商品 (商品群) のリスト
  - 14) ~ 22) (略)
2. 本条第 1 項にいうロシア連邦政府の特定の権限は、ロシア連邦政府によって、関連分野における国家政策および法的規制の策定を担当する連邦行政機関に割り当てられることがある。

##### 第 22 条

1. この連邦法は、その公布の日から施行する。

#### 参考 2：ロシア連邦政府決定 No. 506 (仮訳) (2022 年 3 月 30 日公布)

2022 年 3 月 8 日付連邦法 No.46-Φ3 の第 18 条第 1 項第 13 号及び第 18 条第 2 項に従い、ロシア連邦政府は以下を規定する；

1. ロシア連邦産業商務省において、連邦行政機関の提案に基づき、ロシア連邦の領域外において権利者によって又はその同意を得て流通に付された商品であることを条件として、ロシア連邦民法第 1359 条第 6 項および第 1487 条の規定が適用されない商品 (商品群) のリストを承認すること。
2. この政府決定は、その公布の日から施行される。

### 参考 3：ロシア連邦民法（仮訳）<sup>2</sup>

第 1359 条（発明、実用新案又は意匠に係る排他権の侵害に該当しない行為）

次に掲げる行為は、発明、実用新案又は意匠に係る排他権の侵害ではない。

1) ～ 5)（略）

6) 発明若しくは実用新案を組み込む製品又は意匠を用いる装置のロシア連邦領域内への輸入、販売の申出、販売、その他の態様での取引への導入又はこれらの目的での保管であつて、当該製品又は装置が特許所有者又は特許所有者の同意を得ていたその他の者により以前ロシア連邦領域内の市場に導入されていたか又はかかる同意はなかったがこのような商業的流通への導入が本法に基づいて適法であつた場合

第 1487 条（商標に係る排他権の消尽）

権利者により直接又は権利者の同意を得てロシア連邦領域内における民間の取引に導入された商品について、他人による当該商標の使用は、商標に係る排他権の侵害とはされないものとする。

### 参考 4：消尽及び並行輸入について

#### [TRIPs 協定第 6 条](#)

第 6 条 消尽<sup>3</sup>

この協定に係る紛争解決においては、第 3 条及び第 4 条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない。

### 参考 5：[平成 9 年 7 月 1 日最高裁判所第三小法廷（BBS 事件）裁判要旨](#)

我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において当該特許発明に係る製品を譲渡

---

<sup>2</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou\\_no4.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf)

<sup>3</sup> 日本の国内において、いったん適法に流通に置かれた特許製品を譲渡等により取得した者が、その後、日本国内において、当該製品を使用したり、さらに譲渡したりする行為については、当該特許権の効力は及ばず、特許権侵害にはあたらないとされている（国内消尽）。

日本以外の A 国において、特許権者により流通に置かれた特許製品を当該 A 国で購入した輸入業者が、かかる製品を日本に輸入し、日本国内で販売する行為（いわゆる「並行輸入」）について、いったん特許製品が外国で適法に流通に置かれた場合には、当該外国における特許権のみならず、日本における当該製品についての特許権もその目的を達成し、消耗し尽くされたと言えるのか、すなわち、特許権の効力が当該外国にとどまらず、国際的にも消耗し尽くされた（国際消尽）と言えるのかという問題である。

国際的な商品の流通が発展している現在において、上記のような考えを貫くことは国際取引を著しく阻害する恐れがある。そこで平成 9 年 7 月 1 日の最高裁判決は、前述した国際消尽については認めなかったものの、特許権者が、日本国外において特許製品をいったん譲渡した場合には、その譲受人との間で、特許製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意があり、かつ、かかる合意が当該特許製品に明示されていた場合を除き、譲受人および以後の転得者に対して特許権は及ばないとする旨の判断をなすに至った。よって、かかる最高裁の考え方によれば、A 国で特許製品を販売した際に、その購入者との間で、販売先から日本を除くとの合意をし、かつ特許製品にその旨を明示していた場合にのみ、輸入業者の輸入や日本での販売行為は特許権侵害にあたることになり、そのような事情がない場合には、輸入業者の輸入や日本での販売行為は特許権侵害にあたらないこととなる。（特許庁 HP を元に作成：

<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/qanda/q03.html>）



した場合においては、特許権者は、譲受人に対しては当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨を譲受人との間で合意した場合を除き、その後の転得者に対しては譲受人との間で右の旨を合意した上当該製品にこれを明確に表示した場合を除いて、当該製品について我が国において特許権に基づき差止請求権損害賠償請求権等を行行使することはできない。

**参考6：平成15年2月27日最高裁判所第一小法廷（フレッドペリー事件）裁判要旨**

商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付されたものを輸入する行為は、(1)当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、(2)当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、(3)我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠く。

－ 2022年3月8日に公表されたロシア連邦法№.46-ФЗについては、以下参照（ロシア語のみ）－

➤ [Федеральный закон от 08.03.2022 № 46-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации"](#)

－ 2022年3月30日に公表されたロシア連邦政府決定№. 506については、以下参照（ロシア語のみ）－

➤ [Постановление Правительства Российской Федерации от 29.03.2022 № 506 "О товарах \(группах товаров\), в отношении которых не могут применяться отдельные положения Гражданского кодекса Российской Федерации о защите исключительных прав на результаты интеллектуальной деятельности, выраженные в таких товарах, и средства индивидуализации, которыми такие товары маркированы"](#)

－ 2022年5月6日に公表されたリストについては、以下参照（ロシア語のみ）－

➤ [Приказ Министерства промышленности и торговли Российской Федерации от 19.04.2022 № 1532 "Об утверждении перечня товаров \(групп товаров\), в отношении которых не применяются положения подпункта 6 статьи 1359 и статьи 1487 Гражданского кодекса Российской Федерации"](#)

при условии введения указанных товаров (групп товаров) в оборот за пределами территории Российской Федерации правообладателями (патентообладателями), а также с их согласия"  
(Зарегистрирован 06.05.2022 № 68421)

- ロシア連邦民法典は、以下参照 —
- Civil Code of the Russian Federation Part Four
  
- ロシア発：知的財産権ニュースレターは、以下参照 —
- ロシア発：知的財産権ニュースレター
  
- ロシア関連の欧州知財ニュースについては、以下参照 —
- ロシア連邦政府、国家安全保障等のために特許権等を実施することを連邦政府が許可した 際の対価に関する決議を公表 (2022年3月9日) (PDF)

(以上)